（１頁から） 四電松山支店を訪れ、伊方１号炉の即時停止を要求する社長あての文書を提出し、四電本社の責任者との話合いの席を設けるよう申し入れた。

抗　　議　　文

チェルノヴイリ原発事故の被害は、年々増大していることが、ソ連共産党機関紙プラウダなどで明らかになっている。放射能という特徴を考えると、事故当時考えられていた被害想定よりも大きく上回るのは当然であるが、原子炉より９０ｋｍも離れた所で、奇形の家畜が続出している現実は、３０ｋｍ以内を危険地域とした当局の措置は明らかに誤っていると言わねばならない。したがって伊方炉において、ＴＭＩ事故以後見直しされた防災計画は、まったく役に立たないものであることが明白になっており、住民を納得させるものではない。

福田町長は、これまでも「国を信用している」とくり返しているが、米軍ヘリの墜落、魚の大量死、ピンホール、制御棒の損傷、一次冷却材ポンプの変流翼取り付けボルトのヒビ割れ、ＥＣＣＳの欠陥性等、原子炉の内と外からの危険性が日ごとに増大していることを考えれば、福田町長や国、四国電力が言うように「大丈夫」ではなく、大事故寸前の様相を見せている。

四国電力は、安全審査の基準外と称して、過酷事故の対応について研究している旨を発表した。これは原子力安全委員会の意向を受けてのものであるが、原発のもつ本質的な危険性を認め、過酷事故は起こりえると言うことを、申請者自からが、証明したものであり、原発がある限り、住民は安心して暮らせることはできなく、生命との引き換えを余儀なくされるのである。

世界は原発からの撤退に身をおいているのであるが、伊方町では流れに逆行し、三号炉の建設をも強行する行為は言語道断である。

国民の８６％は原発に不安をいだいている。町内の７５％は、三号炉はいらないと意志表示をしている。原発はあらゆるものを荒廃させてきた。原発は放射能災害をもたらすことはあっても、生命の活力とはならない。

福田町長は、伊方原発に対して一切の幻想を捨て、時代錯誤的対応をやめ、直ちに伊方一号炉、二号炉の撤去と、三号炉の建設中止を行なうことを要求する。

１９８９年２月２５日

八幡浜地区労働組合会議会長　　富吉　崇
社会党八幡浜支部　　支部長　　大山政司
伊方原発反対八西連絡協議会会長　　広野房一

伊方町長　福田直吉殿

会計報告（'89.2/3～3/2）

収　入	
会　費	20,000
ニュース購読料	155,000
コピー代金	16,700
	191,700
支　出	
ニュース印刷費	36,500
郵送料	9,570
振替手数料	720
事務用品費	7,500
ゼロックス・リース料	10,300
	64,590
差　引	127,110
積立金合計	2,312,639

伊方訴訟ニュース

第187号

1989年3月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満４－９－１５　第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎ ０６－３６３－２１１２ 口座大阪３－４８７８０

「伊方原発は大事故寸前の様相
1,2号炉の撤去と3号炉建設中止を」
八西連絡協議会が伊方町長に抗議

チェルノブイリ原発事故の被害が、原発から２７０キロも離れた地域でも表面化して、２０に及ぶ村々に避難命令が出された。また、９０キロ離れた地域でも、子供の甲状腺異常と家畜の奇形が多発していることも報じられた。さらに、日本最大の電力会社東京電力の誇る最新鋭原発の一つ、福島第２原発３号炉で、ことしの１月はじめに、口径５０センチの配管で原子炉と直結している「再循環ポンプ」が、運転中に、その心臓部で大破損するという、ゾッとする事故が起こっていたことが、２月になって公表された。

こうした事態に、伊方原発周辺の住民も、居ても立ってもおられない不安にかられている。それを代表する形で、伊方原発反対八西連絡協議会の住民代表１１人が、２月２５日八幡浜地区労や社会党支部の代表らとともに、伊方町中央公民館で福田町長ら町幹部と会見した。住民らは、抗議文（１０頁に全文掲載）を提出し、「『国を信用しているから大丈夫』との町長の期待に反して、伊方原発は大事故寸前の様相」と厳しく追求した。

とくに住民らは、四国電力が、今回の福島３号炉でのポンプ大破損事故の教訓を学ばずに、多数のボルトがヒビ割れていると考えられている「一次冷却材ポンプ」を使いながら１号炉の運転を続けていることを取上げ、伊方町も四電と一体となって、運転継続を許していることに激しく抗議した。

伊方町長は、「資源エネルギー庁に問合せたが、『ボルトが折れることはない。仮に全部折れても廻転している羽根車には当らないし、大事に至る前にポンプを止めることになっているから、５月まで運転しても大丈夫』と言われたので、それを信じるしかない」と、相変らずの姿勢に終始した。

しかし、これまで拒否し続けてきた原発防災訓練については、「訓練はやらなくてすませるものでない。県の指導も受けながら考えてみたい」と方針転換をほのめかした。町長は、八西連絡協の強力な街頭宣伝行動や、高まる町民の不安のためか、動揺を隠しきれない様子だったという。

なお、２月１４日には、「伊方原発を考える松山市民の会」など県内の九つの市民グループの代表たちが、（１０頁に続く）

原告準備書面

ーチェルノブイリ事故の教訓ー

（1989年1月20日提出）

（その２）

㈢チェルノブイリ事故に終熄なし

被曝者６０万人に対し一生涯検診

さきに述べたように、原発事故に終わりのない１つの例がある。昭和６３年９月６日の日本経済新聞は、チェルノブイリ原発事故による被曝者６０万人に対し一生涯検診をつづけると報じている（甲２５号証ノ４）。

「ソ連医療遺伝子研究所のニコライボチコフ研究員は、５日、英オックスフォードで開かれた英国科学振興協会の年次総会で、1986年のチェルノブイリ原子力発電所の事故に関連して、ロシア共和国の広範な地域に住む６０万人が、生涯にわたり、半年毎の健康診断を受けることになったと述べた。

検診は放射線被曝者に対する通常の検診のほか、子供を何人生んだかや、流産、死産、奇形の有無など、各自の被曝量とともにコンピュータに記録される」という。

私たちに、これ以上の情報がないので、ここで具体的なことを述べることはできないが、ただ、言えることは、６０万人といえば一見多いように感じるものの、さきの小出氏の意見からみて、被曝者のほんの一部ではないかと思う。

これは私見であるが、ソ連及び原発を保有する各国政府が、このチェルノブイリ原発事故を教訓にしようというのであれば、もっと広範な地域の住民はもとより、家畜、魚貝類、食量品、飲み水、土壌、草木に至るまで、なん世代にわたり十分な監視をつづけなければ、真剣に対応したとはいえないのである。

原発と住民は共存できないことを証明した

このことについて再び前出のチェルノブイリ、クライシスの記述を引用する（原文のまま）。

事故から８ケ月たった１９８６年１２月に開かれたソ連共産党中央委員会の声明に、３０キロ圏内の除染について触れた下りがある。それによると、

「地域の汚染除去処理が大規模に実施され、５００の住居地域、６万近くの住居その他が対象になった。…（その結果）汚染は劇的に改善された。…（農業は）再開の条件が形成されつつある」と述べている。

しかし現実はどうか？この中央委員会声明後から２年経過してもなお、「（１０キロ圏内を現状維持地域とし）３０キロ圏内のうち、東南の地域では住民の帰還も可能になっているが、元住民が農業を再開しても、収穫物の検査がわずらわしいなど、生活上の困難（傍点筆者）を考えると、帰還に消極的にならざるを得ない」という状況である。

しかし、（農業の収穫物の検査がわずらわしいなど）婉曲な言いまわしをしているが、医学対策責任者が、生活上の困難というからには、いまだに人間の住める状況ではないことが明らかである。それどころか、西側の専門家の間では、「元住民が帰還できる見通しはない」とすら言われているのである。

ところで、ちょうどこの状況を裏付けるようなことが、つい最近わかったのである。

昭和６３年１２月７日の朝日新聞によると、チェルノブイリ原発事故の影響や、その後の安全対策を視察するため、先月現地入りした日本原子力産業会議の田島原子力安全調査団長（前原子力安全委員）は、

「事故炉の周辺では今も強い汚染が続いているが、近郊に、新都市が建設されるなど、事故の復旧は手際よく精力的に進められている」と述べたという（甲２５号証ノ５）。

これだけを聞いた者は、チェルノブイリ事故も大したことではなかったように思うかもしれないが、しかし先にも述べたように、チェルノブイリの町全部を取壊しているというのに、近郊に新都市を建設するという話はおかしいと思っていたら、近郊とは言っても、チェルノブイリ原発の東南方５０キロの所に、スラウーティチという新しい町をつくったとのことである。……ソ連政府は、事故後の原発運転や復旧、除染要員の住む町として、原発の東南５０キロにスラウーティチという町をつくり家族を含め２万人が生活しているという。

このスラウーティチとチェルノブイリとの間は鉄道で結ばれ、周辺に汚染を広げないよう中間の駅で列車を乗りかえ、全員が衣服を着替えるなど極めて徹底した管理が行われているという。

だが、チェルノブイリ原発からわずか５キロのプリピヤチは、復興するかどうかも未定で、特別に除染された４，５軒の家に明りがついていたのが極めて印象的であった、という。

そこでこうした現状をみるとき、本件伊方２号炉においても、原発とその地域に住む住民と共存できないことは明らかである。

㈣今や国民の大多数と地元住民のほとんどが、原発に反対あるいは安全性に不安をもつ。

昭和５４年４月１８日、それまで本件など伊方原発は「絶対安全」であると町民に公約して、強力に推進してきた伊方町の山本前町長は、スリーマイル島原発の事故により、それが偽りであったことに抗議して詰め寄った住民を前にして、

「原発は安全と思っていたが、スリーマイル島原発事故などで安全性は崩れた」と本音の発言をした（54.4.19．愛媛）。

その後、伊方原発３号機増設問題で伊方町内が大いに揺れた昭和５６年９月、伊方町議会原子力発電対策特別委員長が、伊方原発に近い町見地区で、原発の賛否を問うアンケート調査をしたところ、反対７４％、無条件賛成はわずか3.6％であったという。

又同じころ、伊方町を明るくする会（会長三好英一郎氏）が調査したところでも、７５％以上の反対があったとつたえられている（56.9.19．朝日）。

このように、あのスリーマイル島原発事故により、本件など、伊方原発周辺の住民が、原発の安全性に不信をもち反対するのは当然であるが、一般国民といえども、原発は安全と信じこまされていたところへ、はじめての大事故で、相当のショックをうけていたので、もし世論調査を行っていれば、地元住民についで反対の意思表示があったのではないかと思う。

しかしながら、四国電力ら電力業界の巧妙な世論操作や、被告国側の強硬な原発推進政策や、伊方一号炉の控訴審でみられるように、少しも安全でないものに、裁判が安全というお墨付きを与えたために、被告国側や四国電

力がこれを悪用し、残念ながら、一部国民のあいだにも、原発の安全性を危倶しながらも、偽りの電力危機説に惑わされる者もあって、反対の気勢を殺がれたことも事実であった。

ところが、さきほどから述べているチェルノブイリ原発の大事故で、もはや、原発が安全か否かの議論の余地はなく、原発の直接の利害のある者は別として、原発が安全と言えるものは１人もないと思う。

こうして世論の動向は、たんに、本件など伊方原発の周辺地域に止まらず、チェルノブイリ原発事故以来、原発に対する不安と反対は、全国的あるいは世界的に拡がりつつあるのが現実である。

昭和６１年８月２９日の朝日新聞によると、同新聞の調査としては、はじめて反対が賛成を上回ったと報じ、又、昭和６３年１月４日の愛媛新聞では、総理府の世論調査の結果、５６年、５８.８％、５９年、６９.８％と、調査のたびに大巾に増加し、６２年８月から９月にかけての調査では、原発に反対あるいは不安をもつ者が、８５.９％になったと報じている（甲２５号証ノ６）。

もし、被告国側や四国電力が、民主主義の精神があるなれば、もうこれだけでも、本件など伊方原発を廃棄すべきである。

これに対し、科学技術庁原子力調査室では、「原発に関心を高めつつも、細いところまでは分らないから莫然と心配になっているだけでは」と話していたという。

(五)原発に反対する者が無知で、危険なものを、安全と偽り推進するのが高度な知見か。

総理府の世論調査にかんする、科学技術庁の発言は、さりげなく言っているようであるが、実は、被告国側や四国電力、及び関係自治体が、本件など伊方原発をつくるため、原発に反対する地元住民に対し、はじめから使ってきた作為的発言であり、手口であって、原発行政の根本を歪めるばかりでなく、公正な裁判をも偏らせるおそれがあるので、過去の事例を明らかにしておくものである。

昭和４７年１１月１７日は、本件伊方２号炉に先行してつくられた伊方１号の安全審査の結果が答申された日であった。

その安全審査の決定に先だって、本件の原告で、伊方原発反対八西連絡協議会の代表であった、故川口寛之さんをはじめ、地元住民多数が上京して科学技術庁に赴き、時の原子力委員会の井上委員長代理や、伊方１号炉の安全審査を担当していた内田専門部会長らに面談し、地元住民として、いわゆる直訴したのである。

ところで１１月という季節は、私たち農家にとっては、猫の手も借りたいといわれる農繁期の真最中であるにもかかわらず、大事な仕事をほってまで上京せずにいられなかったのは、本件の訴状や、昭和６１年１２月１２日の準備書面でもいうように、伊方１号炉（もちろん本件伊方２号炉もそうであるが）の設置を申請している四国電力が、原発の安全性について、欺瞞にみちた虚言を流布して地元住民らを惑わせてきたことや、安全審査の決定如何によっては、地元住民の運命を大きく狂わせることになる等、原子力委員会や、安全審査にたずさわる人達に十分識ってもらうためであった。

私たち地元住民らが、「安全審査は十分に審理をつくし、地元住民が安心して生活できるよう、公正な結論をだしてほしい」と嘆願した。安全審査が公正であれば、あのような危険な原発が許可されるはずがない、と信じていたからである。

これに対し内田専門部会長は、「いや、地元住民だけでなく、全国民に代って立派な結論をだしますから安心して下さい」といった。

しかしこの内田発言は、その後わずかにして、四国電力の申請をう呑みにした決定によって、私たち地元住民らの、あつい期待を裏切ってしまったのである。

当然のことながら、地元住民の、内田専門部会長らに対する夜半に及ぶ抗議がつづいたが、その中で、

「一番肝心な地元住民の意見をなぜきかなかったのか」

「原発の安全性に疑問をもつ、あるいは反対の意見をもつ学者の考えもきかず、原発を安全だという者ばかりで、どうして公正な審理ができたのか」

「原子炉はもちろん、環境や生物の実験をしたのか、したのであれば、どういう方法でしたのか」

等々の追求に、この人達は終始しどろもどろの答しかできず、こんなことでは、地元住民は原発のモルモットにされてしまうと異議の申立てに及んだのである。

このような安全審査のあり方は、本件伊方２号炉についてもいえることであるが、とにかく、被告、国側や四国電力、及び関係自治体は、こと原発にかんしては、地元住民や国民に対しては、「知らしむべからず、寄らしむべし。」であった。

ところで、本件など伊方原発は、原発であることを隠しておいて、大半の地主から土地を取得したことからはじまった。これについて当時の伊方町の山本町長は、

「過激な反対が起こると設置が流れるので、原子力は表面には出せなかったが、いまになっては、事前に地元とよく話合えばよかった」と。又、四国電力の川中調査室長も、「もっと早く原子力を表明し安全性を説明しておけば、これほど刺激しなかったろう」と、率直に反省している、というのである（45.2.22朝日）。

昭和４５，６年ごろ、原子力発電についてほとんど知識のなかった町職員らに配布し、原発に不安をもつ住民に対応するために、四国電力が発行した“原子力に関する問題集”という小冊子がある。その中に、「危険でないものであれば、なぜ他の人が反対するのか」という設問に対して、

「……原子力発電は本来危険なものではないので、これらの反対は、原子力発電に関する知識を広め、そのしくみを十分理解さえしてもらえば解決できる問題です。ただ一部には、自分のイデオロギーによって、不安感をもつ周囲の人たちをせん動して、反対の立場をとる心ない人たちもいますが、これは決して原子力発電を真実危険だと信じて反対しているわけではありません」こうこたえている。

又、愛媛県の白石前知事は、昭和４８年５月、原子力委員会が公聴会を開催するし方について、

「とにかくこの種のものは、反対のための反対や、感情的なもので言論暴力に走りがちであり、みんなが納得できる秩序ある運営をしてもらいたい。それができれば、無知からくる恐怖感や反対がなくなるのではないかと期待している」と言ったという（48.5.25愛媛）。

それにしても白石前知事も、原発に反対する住民には一切会いもせず、県などの原発にかんする催しからもしめだし、住民が自発的に学習しようとしても、自治体の施設を使用させないでおいて、無知からくる恐怖感や反対がなくなるとは、なんという住民蔑視の発言であろう。

とにかく原発に不安あるいは反対する者は、無知か、さもなくば、他に意図があるごとく組織的、系統的にいってきたが、住民に対するばかりでなく、裁判に対してまでそうした考え方で臨んでいるのである。

被告国側はその準備書面（一）において、

「……原子炉の安全性の問題は、事柄の性質上、専門の科学者の間において議論の対象になっている事項も多く、高度な専門的、科学的知見によらなければ判断のできない事柄であり、このような問題について非専門家である裁判官が独自の立場において、その安全性について、実体的に判断するというようなことが、行政処分の適否についての司法審査のあり方としては適切でないことは明らかである」と、こういっているのである。

ところで、このチェルノブイリ原発事故以来の世論と反対運動の高まりについて、電気事業連合会や四国電力では、2,3のタレント的人物が扇動したかのごとくいっている。

たしかにその人達の言動が世論を高める一助になっているだろうが、本質的にはこうした大事故を予見して、はやくから直執に反対運動をつづけてきた地元住民や、これを援けた学者や法律家、そして地元住民らに連帯した広範な労働者や市民によるところが大であるが、それはさておき、四国電力らの発言の意図するところは、本件など伊方原発はじめ各地でのあいつぐ事故や、チェルノブイリ原発事故をきっかけに、世界の各国が、原発から徹退している事実から国民の目を逸らすためであろう。

とにかく、今日の原発反対の高まりは、地元住民や国民の無知からくるものでも、軽挙盲動による一過性のものでもなく、政府や自治体が、危険な原発を安全だといって何もやらないので、国民の智恵で止むに止まれず立上っていることを識るべきである。

㈥チェルノブイリ原発事故に被告国側や四国電力はどのように対応したのか

誤解があってもいけないので、本論に入るまえに一応断っておく。というのは、私たち原告住民は、本件伊方２号炉はじめ我が国の原発でも、明日にもチェルノブイリのような大事故が起こると訴えてきた。が、それはチェルノブイリと全く同じという意味ではなく、被告国側や四国電力が、本件伊方２号炉はじめ我が国の原発では、「想定不適当」として起こり得ないという炉心溶融や暴走事故など、その発生と経緯はさまざまでも、一つ間違えばこうした大事故が起こるということであるから、誤解しないでもらいたい。

なにも調査もしないうちから我が国の原発は大丈夫とは。

チェルノブイリ原発事故からわずか４日しか経っていない昭和６１年４月３０日、事故現場では、放射能の環境への放出を少しでもくい止めようと必死の作業中で、詳しい事故の状況も、もちろん事故原因など調査できる段階ではなかったとき、わが国では、時の官房長官後藤田正晴氏が、

（一）わが国とソ連では原子炉の構造が違う。

（二）わが国では、これまで内外で起きた事故、故障を経験に、緊急炉心冷却装置などの対策を十二分に講じている。

（三）年に何回か発電所の運転を休み、定期的に点検しており、運転面での信頼が確保されている（６1.1 2.1 2準備書面、甲１６号証の１５）と声明したのである。それにしても、日本政府を代表する官房長官が、よくもこのような出鱈目をいったものと思うが、それは、本件など伊方原発では、被告国側や関係自治体が、計画の段階から今日に至るまで変ることのない常とう手段である。

まずこれは、スリーマイル島原発事故のある前のことであるが、伊方１号炉裁判で被告国側は（乙準備書面（１０））において、

「加圧水型原子炉を含む世界中の原子炉が過去において、周辺公衆の生命や身体に影響をあたえたり、財産上の損害を及ぼすような事故を起こした例は皆無である」と言い、だから社会通念上原発は安全であるというのである。

しかしスリーマイル島原発で大事故が起こると、その翌日（日本時間では３０日午後）「アメリカのことはよくわからないが、日本では起こらない」と言いだしたのである。

昭和５４年４月１日付の毎日新聞によると、３０日午後、この事故を重視した原子力安全委員会（委員長吹田徳雄阪大名誉教授）が、約６時間にわたって事故の分析をした。

その結果「こんどのような事故は、日本では、ほとんど起こり得ない」との吹田委員長談話を出した。日本の原子力行政の総元締の同委員会が、事故の詳細が明らかになっていない段階で、簡単に安全の結論を出したことについて（内田秀雄原子力安全委員）は、「米国でも同じように厳しい安全審査などを行っても、こんどのような事故が起こったではないか。はっきりした事故の状況がわからない段階で日本の原発は安全だというのはおかしい」との記者の質問には、「米国のことはよくわからない。しかし日本ではあんな事故は起こらないということだ」と言ったという（甲２５号証ノ７）。

又、本件など伊方原発の設置者である四国電力は、「米国で事故を起こしたスリーマイルアイランド原発と伊方１号炉は、型は同じだが製造会社が違い、機械設備や安全システムでも多くの相違があるため同種の事故は起こらない」と言明している（５4.4.5愛媛）。

又、スリーマイル島原発事故から半年後、原子力事情を調査するためソ連を訪れた日本原産会議視察団の故有沢広己団長は、その報告書で、

「ソ連において、広大な基礎研究の上に着々と原子力開発に取組んでいる様子をつぶさに見ることができ……これらの経験は、わが国の原子力開発を進める上で大いに参考となる」と、感銘し、絶賛していたという（別冊宝島８１）。

このように、今まで被告国側やこれに連らなる人達は、

- 世界中で原発事故がないから安全といい、
- アメリカで起きても日本では起きないといい、
- 型は同じでもメーカーが違うから事故はないといい、
- ソ連の原発を絶賛しておきながら、チ

ェルノブイリ大事故が起これば**ボロクソ**にいう。

おそらく日本のどこかで大事故が起これば、伊方は大丈夫というであろう。

とにかく、あのスリーマイル島の時でさえ、伊方１号炉をはじめ各地の原発を停止して点検もしたり、結果的には何にもならなかったが防災計画の見直しもしたりしたのであった。

ところがこのチェルノブイリ事故に関しては、スリーマイル島より、はるかに大きい規模の被害であるにもかかわらず、運転も止めなければ点検も行わず、本件など伊方原発では、これは又の機会に訴えたいと思うが、つぎはぎだらけの欠陥炉の運転を強行しているのである。

そして一方では、電力が足らないからといって原発をつくり、こんどは電力が余るからといって危険きわまりない低出力調整実験を強行したのである。このことについては昭和６３年２月２６日の準備書面で述べたとおりであるが、昭和６２年１０月及び６３年２月の２回にわたり、見つからなければ秘密裡に、見つかれば開き直って法を犯してまで強行したことは、本件の原告住民をはじめ２千名にものぼる市民が、四国電力の山本社長を松山地検に告発しているとおりである。これでもわかるように、被告国側も四国電力も、チェルノブイリ原発事故を反省するどころか、逆に、出力調整実験で国民世論に挑戦したのである。

きれいなパンフ、大金をかけた広告、
ただの原発見物で、危険な原発が、
安全な原発とはならない。

前出の川口寛之さんは、原発反対は真正直な斗いでなければならないと、よく言っていた。

なぜならば、四国原力は、ウソと偽りで本件など伊方原発をつくったが、そのウソと偽りを暴くために、こちらがウソを言ってはいけない。四国電力の大きなウソに対し、たとえこちらの力は小さくとも真正直であるべきだといい、私たちもそう心がけてきた。

とくにこの裁判においては、私たちは原発に関する資料も少なく、専門的知識の浅いこともあって、時には言葉足らずの点もあるかもしれないが、ひたすら真実のみを訴えてきた。

このウソと偽りに加えて金品を撒いての住民対策については、昭和５３年６月９日の訴状をはじめ、昭和５４年１０月２９日、及び昭和６１年１１月１２日の準備書面、昭和５５年の意見書でこの実状を指摘すると共に、危険なものを安全といい、原発の周辺地域がよくなるあてもないのに、よくなるといって地元住民を惑わせたうえ、本件裁判の判断をも惑わしかねないと言ってきたのである。

これに対して被告国側及び関係自治体は、本件など伊方原発を監視監督する立場にありながら、こうした四国電力の行為を見て見ぬふりどころか助長さえしてきたので、私たち原告はもちろん、国民世論のきびしい批判を浴びてきたことはいうまでもない。

ところで、さきに発表された「ソ連原子力発電所事故調査報告書」（乙第２５号証）によれば、周辺住民に対する知識の普及と啓蒙について、次のように述べている。

「原子力災害の特殊性に鑑み、原子力周辺の住民に対して、緊急時に周辺住民が混乱と動揺をおこすことなく、現地災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓蒙を行う必要がある……。」といい、これを見る限り、本件など我が国の原発でも大事故はあり得ることを前提としているようである。

しかしながら、被告国側の通産省や科学技術庁、あるいは四国電力などの業界関係から配布されているパンフをみると、「わが国ではこのような事故は起こりません」として、

- 安全性の高い設計と品質管理
- 国による十分な安全審査
- 運転管理の徹底（通産省資源エネルギー庁）

「わが国の原子力発電所は、万全の安全対策が講じられていますので、わが国の原子炉は暴走することはありません」（科学技術庁）

又、大学教授や有名なタレントの対談を載せて、

「地震がきたって大丈夫」（通産省資源エナルギー庁）

「原子力発電所の場合は３０年から４０年の設計ですが、たっぷりゆとりをとっていますので５０年から６０年くらいは使えると考えられています」（通産省資源エネルギー庁）

などと、本件伊方２号炉はじめ我が国の原発で、大事故の起こる必配など少しも感じられないのである。

一方、本件伊方２号炉の設置者である四国電力はじめ電力各社は、あるときは単独で、あるときは各社が共同で、中央地方の新聞に一頁大の大きい広告を、これでもか、これでもかと掲載して、多くの国民のひんしゅくをかっていることはいうまでもない。

昭和６３年６月６日付の朝日新聞には、電事連と電力各社によって、原子力発電の必要を宣伝したあと、チェルノブイリ原発事故に関し、

「この事故は、原子炉の安全設計に重大な欠陥がある上に、安全性より試験の実施を優先した運転員のいくつもの規則違反が重なって起きた事故です。日本ではこのような事故は考えられませんが、私たちは常に謙虚に巨大技術に対処し、安全確保に万全を期しております」というのである。

しかし本件伊方２号炉はじめ、わが国の原発のどこに、謙虚に安全確保に取組んでいるだろうか。そういうのであれば、わが国の原発でも、スリーマイル島原発やチェルノブイリ原発のように、大事故が起こるということをまず認めるべきである。

又、さきの報告書（乙第２５号証）でいうように、地域住民及び国民一般に対し、原子力発電にかんする知識の普及と啓蒙をはかるため、旅費弁当にホテルまで用意したりして、ただで原発見物をさせることで知識の普及や啓蒙になるだろうか。断じて否で、これは大事故に備えて、住民市民を黙らせるための買収工作といっても過言ではない。

とにかく被告国側や四国電力のこうした行為は、（五）でもいったように、私たち地元住民はじめ多くの国民を無知とした前提で行われるもので、その費用は、被告国側が無知と軽んずる人達の血税と電気代によって償われており、地元住民と多くの国民の命と健康を念頭におかずして、こんなことをいくら繰返したとしても、危険な本件伊方２号炉が安全になるわけではない。

（以下次号につづく）